

# 特定非営利活動法人日本水中ロボネット

## 会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本水中ロボネット（以下「法人」という）定款第6条、7条の規定に基づき、会員についての必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 正会員及び賛助会員は、本法人の定款に定められた目的と事業内容を認識し、本法人の運営の基盤を支え、本法人の事業執行を通して社会全体の利益の増進に寄与する推進者又はその理解者とする。

### (会員の権利)

第3条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本法人が主催する各種行事への優先的な参加
- (2) 総会での表決権行使

### (会員の義務)

第4条 本法人の会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、入会申込書を提出しなければならない。

2 会員は、会費規程に定める入会金及び会費を、会費規程に定める期日までに納入しなければならない。

3 会員は、この規程の他、定款及び理事会の定めるその他の規程、または法令を順守しなければならない

4 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は速やかに本法人へ届け出なければならない。

### (入会手続き)

第5条 本法人に入会しようとする者は、入会申込書等の書類を理事長に提出するものとする。

2 本法人は、前項の規定による入会を申請した者に対し、承認基準を満たす場合には入会を承認する。

3 本法人は、入会を認めない場合には、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知するものとする。

### (退会届)

第6条 会員が本法人を退会しようとするときは、所定の退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。この場合、既納の会費等は返還しない。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。変更後の規程は、本法人のウェブサイトにより 会員へ告知する

附 則

この規程は、平成 25 年 1 月 4 日から適用する。